

第 5 回薩摩川内市自治総合審議会

- 日 時 令和 5 年 9 月 1 4 日 (木) 1 3 時 3 0 分～
○ 場 所 薩摩川内市役所本庁 6 階 6 0 1 会議室

会 次 第

1 薩摩川内市自治基本条例（改正案）の諮問

- (1) 諮問

(2) 市長挨拶

2 薩摩川内市自治総合審議会

- (1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 今後のスケジュールについて

(4) 協議・報告

区分	内 容	資料
報告	薩摩川内市自治基本条例（改正案）について	資料 2-1 資料 2-2 資料 2-3
協議	第 3 次薩摩川内市総合計画（原案）について ③	原案等
協議	ゾーニングビジョンについて	資料 3
報告	広聴等の状況報告	資料 4
報告	次回以降の審議について	資料 5

- (5) その他

(6) 閉 会

薩摩川内市自治総合審議会 名簿

区分	団体等名称	役職名	氏名
1	川内商工会議所	会頭	橋口 知章
2	薩摩川内市商工会	理事	坊野 好伸
3	事業協同組合 薩摩川内市企業連携協議会	代表理事	田中 博
4	北さつま農業協同組合	総務経済担当常務	下口 和幸
5	甌島漁業協同組合	副組合長	瀧津 俊二
6	薩摩川内市教育委員会	教育委員	常盤 美幸
7	鹿児島銀行川内支店(川内市金融団三水会)	店内代理	福重 瑞恵
8	株式会社 薩摩川内市観光物産協会 (FMさつませんだい)	代表取締役社長	井龍 大
9	社会福祉法人 薩摩川内市社会福祉協議会	会長	上屋 和夫
10	特定非営利活動法人 薩摩川内市スポーツ協会	副会長	川畑 佐代子
11	特定非営利活動法人 薩摩川内市文化協会	理事	吉永 真弓
12	公益財団法人 薩摩川内市民まちづくり公社	理事長	今吉 俊郎
13	公益社団法人 川内青年会議所	副理事長	山崎 涼香
14	隈之城地区コミュニティ協議会 (薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会)	会長	赤崎 弘熙
15	八重地区コミュニティ協議会 (薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会)	会長	前園 正夫
16	青瀬地区コミュニティ協議会 (薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会)	会長	東 実
17	鹿児島県北薩地域振興局	局長	北菌 育子
18	川内公共職業安定所	所長	清藤 朋子
19	鹿児島純心大学	准教授	柳園 順子
20	鹿児島大学	教授	升屋 正人
21	薩摩川内市まちづくりデザイン会議	会長	中俣 知大
22	薩摩川内市男女共同参画女性人材バンク	—	内野 久子
23	公募	—	川原 由美

【事務局】

No.	所属	役職名	氏名
1	未来政策部	部長	古川 英利
2	企画政策課	課長	下門 隆嗣
3	企画政策課	SDGs未来都市 担当課長	中村 慎吾
4	企画政策課	課長代理	中俣 哲男
5	企画政策課	主幹兼 SDGs・開発G長	井ノ下 真一
6	企画政策課	政策G長	神川 健一郎
7	企画政策課	地域デザイン・ 移住定住G長	早瀬 孝一
8	企画政策課	政策G員	鮫島 貴裕
9	企画政策課	政策G員	新原 翔二
10	企画政策課	政策G員	神菌 直明
11	企画政策課	政策G員	堂前 康介
12	企画政策課	SDGs・開発G員	久保田 詩織



今後のスケジュール



年 度	R 5				R 6	R 7
時 期	4-6	7-9	10-12	1-3	-	-
自治総合 審議会	R5.6.1 設置	R5.7.14 計画原案諮問 R5.9.14 条例案諮問	R5.11 計画原案答申 R5.10 条例案答申			R7.4～ 第3次 総合 計画
広 聴 等		パブリック コメント 広聴会 開 催				
市 議 会				R6.3議会 基本構想案 上程		

※ スケジュールは現時点の予定です。審議の進捗等により変更となる場合があります。

スケジュール詳細

※ スケジュールは現時点の予定です。
審議の進捗等により変更となる場合があります。

時 期	自治総合審議会			その他
	回	総合計画関係	自治基本条例 関係	
R5.6.1(木)	10:30～	【第1回】	委嘱・概要等説明	
R5.7.7(金)	14:00～	【第2回】	原案イメージ説明	
R5.7.14(金)	13:30～	【第3回】	諮問・原案説明①	
R5.7～8				広聴会（Vトーク）
R5.8.1(火)	13:30～	【第4回】	原案説明②	
R5.8.1～8.31				パブリックコメント
R5.8.8(火)	13:30～	【第5回】	原案説明③	台風接近により延期
R5.9.14(木)	13:30～	【第5回】	原案説明③ 等	改正案 諮問
R5.10.24(火)	13:30～	【第6回】	答申内容の調整	改正案 審議
R5.10.30(月)				改正案 答申
R5.11.21(火)			原案への答申	
R5.12				答申を踏まえ庁内調整
R6.1				総合計画庁内案決定
R6.2				R6.3議会 基本構想案上程
R7.4～	第3次薩摩川内市総合計画			

○薩摩川内市自治基本条例

平成 20 年 9 月 26 日

条例第 41 号

改正 平成 26 年 3 月 28 日条例第 10 号

令和 5 年 3 月 24 日条例第 4 号

令和 年 月 日条例第 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 まちづくりの主体（第 5 条—第 10 条）

第 3 章 市民と市議会と市の情報共有（第 11 条・第 12 条）

第 4 章 協働と参画（第 13 条—第 15 条）

第 5 章 公正と信頼の確保（第 16 条—第 19 条）

第 6 章 コミュニティ（第 20 条—第 25 条）

第 7 章 市政経営（第 26 条—第 34 条）

第 8 章 審議会の設置（第 35 条）

第 9 章 条例の見直し（第 36 条）

附則

私たちのまち薩摩川内市は、豊かで美しい自然に抱かれた 1 市 4 町 4 村が合併し、平成 16 年 10 月に誕生したまちです。

合併前の各市町村においては、先人たちの努力によって、これまで地域特有の自然、歴史、文化などが脈々と受け継がれてきました。

これからの私たちには、こうして育まれてきた美しい自然と古い歴史を誇りとしながら、お互いを思いやり、話し合いながら、理解し合う気持ちが大切です。その上で、子どもからお年寄りまでみんなが力を合わせて、誰もが「薩摩川内市にずっと住み続けたい」と思えるような魅力的なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

そのためには、市民自らが主体となってまちづくりに参画し、市民、市議会及び市がお互いを尊重しながら、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進め、住民自治を実現していくことが必要です。

このような考えのもとに、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨を踏まえ、薩摩川内市における自治の仕組みやまちづくりの基本理念を明らかにし、明るく豊かなまちを創るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、薩摩川内市のまちづくりの基本理念、市民の権利と責務、市議会の役割と責務、市の責務等を明らかにするとともに、情報の共有、協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより、住民自治による自立した地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者をいう。
- (2) 事業者 市内において営利、非営利等の別にかかわらず事業及び活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (3) 市 市長（地方公営企業の管理者の権限を行う場合を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 住みやすいまち及び個性的で活力と潤いに満ちた地域社会を実現するための公共的活動のことをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市が、共通の目標に向かってそれぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、互いの自主性を尊重しながら、協力し合うことをいう。
- (6) 参画 自らの意思と責任を持って、市が実施する施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程について市民が関与することをいう。

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりは、自らの積極的な意思で市民、市議会及び市が一体となって取り組むものとし、それぞれが互いの意見及び立場を尊重し、常に対等な関係を保ち、補完し合い協力して進めていかななければならない。

(この条例の位置付け)

第4条 この条例は、薩摩川内市の自治の基本を定める最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、まちづくりを進めていかななければならない。

- 2 薩摩川内市は、他の条例、規則その他規程の制定改廃又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

らない。

第 2 章 まちづくりの主体

(市民の権利と責務)

第 5 条 市民は、まちづくりに参画する権利を有するものとし、参画に当たっては、まちづくりの主体であることを自覚して行動しなければならない。

2 市民は、市政に関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有するものとする。

3 前 2 項に規定する権利は、公共の福祉に反しない範囲において、行使できるものとする。

4 市民は、市民相互間の理解を深め、交流及び連携をし、より広範な公共の利益を図ることを目的とした市民活動を展開するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、地域社会の一員として、公益的な活動の意義を認識し、積極的に地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

(市議会の役割と責務)

第 7 条 市議会は、議事機関として薩摩川内市の重要事項について意思決定する権能を発揮するとともに、市を監視する役割を果たさなければならない。

2 前項に規定する市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項は、薩摩川内市議会基本条例（平成 20 年薩摩川内市条例第 51 号）で定める。

(市長の責務)

第 8 条 市長は、市政の最高責任者として地方公共団体の役割を認識し、誠実かつ公正に市政の経営に取り組むとともに、職員の育成に努めなければならない。

(市の責務)

第 9 条 市は、執行機関として、薩摩川内市の事務をその権限と責任において執行する権能を発揮するとともに、誠実かつ公正に職務に取り組まなければならない。

2 市は、執行機関相互に協力し、連携しながら行政機能を発揮しなければならない。

(職員の責務)

第 10 条 職員は、全体の奉仕者であることを認識し、効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発及び自己啓発に

努めなければならない。

3 職員は、まちづくりに関する知識、技術等を必要に応じ市民に提供し、まちづくりを支援しなければならない。

4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

第3章 市民と市議会と市の情報共有

(情報の共有)

第11条 市議会及び市は、その保有する情報を市民に分かりやすく提供し、市民との情報共有に努めなければならない。

2 市は、市民の意向の把握など情報収集に努めなければならない。

3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な伝達手段の活用その他総合的な情報提供を行うための体制整備に努めなければならない。

(情報の公開)

第12条 市は、市民参画による公正で開かれた市政を推進するために、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

第4章 協働と参画

(協働の推進)

第13条 市民、市議会及び市は、互いに連携を図りながら、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

(参画の保障)

第14条 市は、市民の参画する機会が保障されるよう多様な参画制度を整備し、その意見が市政に反映されるよう努めなければならない。

(参画への配慮)

第15条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程において市民が参画しやすいよう配慮しなければならない。

第5章 公正と信頼の確保

(対話の場の設置)

第16条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。

(意見等への対応)

第17条 市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望等があったときは、誠実かつ的確に対応しなければならない。

2 市は、市民から公共の福祉を実現するための苦情が寄せられたときは、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

3 市は、前2項に規定する市民の意見、要望、苦情等の内容について、必要に応じて公表するものとする。

(市民意見の公募手続)

第18条 市は、薩摩川内市の基本的な計画、構想等を策定しようとする場合には、公募により、市民の意見を求め、その意見に対する市の考え方を明らかにしなければならない。

(審議会等への参加)

第19条 市は、審議会等の委員を選任するときは、次に掲げる場合を除き、当該審議会等の委員の全部又は一部を公募により選考しなければならない。

(1) 特に専門的な審議を行う場合

(2) 特定の個人又は団体等に対する審議を行う場合

(3) 行政処分に関する審議を行う場合

(4) 前3号に掲げるもののほか正当な理由がある場合

2 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開とした場合は、この限りでない。

第6章 コミュニティ

(コミュニティ活動)

第20条 市民は、自主的に地域が抱える課題について共に考え、対応し、地域への誇りを深め、生きがいの創出や活力ある地域の創造に努めるものとする。

(地区コミュニティ協議会)

第21条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。

2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

3 市民は、地区コミュニティ協議会のコミュニティ活動に対する理解を深め、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(地区コミュニティ協議会への支援)

第 2 2 条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

2 市は、前項の支援を行う場合は、地区コミュニティ協議会の役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(地区振興計画)

第 2 3 条 地区コミュニティ協議会は、自らが取り組む活動方針や、内容等を定めた地区振興計画の策定に努めるものとする。

2 市は、前項の地区振興計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

(自治会活動への理解等)

第 2 4 条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づいて自発的に組織された自治会のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 自治会は、地区コミュニティ協議会の役割を理解し、連携を図りながら活動に努めるものとする。

(自治会活動への支援)

第 2 5 条 市は、自治会の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援することができる。

第 7 章 市政経営

(総合計画の策定等)

第 2 6 条 市は、総合的な市政経営の指針として長期的な展望に立った計画（以下「総合計画」という。）を、この条例の趣旨に則して、策定しなければならない。

2 総合計画は、薩摩川内市の目指すべき将来像としての基本構想及びこれに基づく基本計画で構成するものとし、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとする。

3 市は、総合計画を策定する際は、地区振興計画を尊重するものとする。ただし、広域的な観点等から調整を必要とする場合は、この限りでない。

4 市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。

5 市は、行政分野ごとの計画を策定する際は、総合計画との整合を図らなければならない。

6 市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するために、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。

(総合計画の実施状況)

第 27 条 市は、総合計画の下に策定した行政分野ごとの各種計画、指針等に基づき実施した事務事業等について、その達成度、成果及び事業の妥当性の面から評価をし、その状況を公表しなければならない。

(説明責任)

第 28 条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、その効果、費用等を市民に明らかにし、積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。

(行政手続)

第 29 条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、市政経営における公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

(市民投票)

第 30 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための市民投票を実施することができる。

(1) 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決された場合

(2) 市議会の議員から議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決された場合

(3) 市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決された場合

2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定めるものとする。

(法令の遵守)

第 31 条 市は、法令を遵守し、かつ、公正に運営しなければならない。

(法令の解釈と運用)

第 32 条 市長は、市民のニーズに対応し、薩摩川内市の課題を解決するために、この条例の趣旨に則して、自主的かつ適正に法令の解釈及び運用を行い、条例、規則等の整備に努めなければならない。

(組織)

第 33 条 市は、別に条例で定めるところにより社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。

2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供するよう、業務改善に努めなければならない。

(国、他の地方公共団体等との連携)

第 3 4 条 薩摩川内市は、国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し、自治の発展のため、連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。

2 薩摩川内市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつ互いに連携し、及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。

第 8 章 審議会の設置

第 3 5 条 この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図るため、薩摩川内市自治総合審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。

2 審議会は、この条例に基づくまちづくりの諸制度が適切かつ円滑に機能しているか運用状況を調査し、市長に意見を述べることができる。

第 9 章 条例の見直し

第 3 6 条 市長は、審議会の意見を踏まえ、この条例の見直しの要否等について検討し、その実効性を確保するため見直す必要があると認めたときは、遅滞なく改正その他所要の措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 1 2 日から施行する。

(薩摩川内市行政手続条例の一部改正)

2 薩摩川内市行政手続条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(薩摩川内市情報公開条例の一部改正)

3 薩摩川内市情報公開条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部改正)

4 薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(薩摩川内市個人情報保護条例の一部改正)

- 5 薩摩川内市個人情報保護条例(平成17年薩摩川内市条例第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例の一部改正)

- 6 薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例(平成18年薩摩川内市条例第94号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年3月28日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第4号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和 年 月 日条例第 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

薩摩川内市自治基本条例（平成 20 年薩摩川内市条例第 41 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(地区コミュニティ協議会)</p> <p>第 2 1 条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。</p> <p>2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。</p> <p>(自治会活動への理解等)</p> <p>第 2 4 条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づいて自発的に組織された自治会のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。</p>	<p>(地区コミュニティ協議会)</p> <p>第 2 1 条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。</p> <p>2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。</p> <p>3 市民は、地区コミュニティ協議会のコミュニティ活動に対する理解を深め、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>(自治会活動への理解等)</p> <p>第 2 4 条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づいて自発的に組織された自治会のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>2 自治会は、地区コミュニティ協議会の役割を理解し、連携を図りながら活動に努めるものとする。</p>
	<p>附 則</p> <p>この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>

< 条例改正に係る解説 >

(地区コミュニティ協議会)

第 2 1 条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。

2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

3 市民は、地区コミュニティ協議会のコミュニティ活動に対する理解を深め、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

< 改正に関する解説 >

昨今、地区コミュニティ協議会活動参加者の減少が課題となっていることから、コミュニティ活動の理解を深めること及び市民が積極的に活動に参加することを追加するもの

(自治会活動への理解等)

第 2 4 条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づいて自発的に組織された自治会のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 自治会は、地区コミュニティ協議会の役割を理解し、連携を図りながら活動に努めるものとする。

< 改正に関する解説 >

①自治会加入率の低下が課題となっていることから、自治会への加入と積極的な活動への参加を追加するもの

②昨今では地区コミュニティ協議会と自治会の関係性が希薄化している地区もあることから、地区コミュニティ協議会の役割の理解を深めるとともに、自治会と地区コミが連携を図りながら活動に努めることを追加するもの

第3次薩摩川内市総合計画
～ 薩摩川内2034ビジョン ～

バーニングタグビジョン



ゾーニングビジョン ①



ゾーニング体系

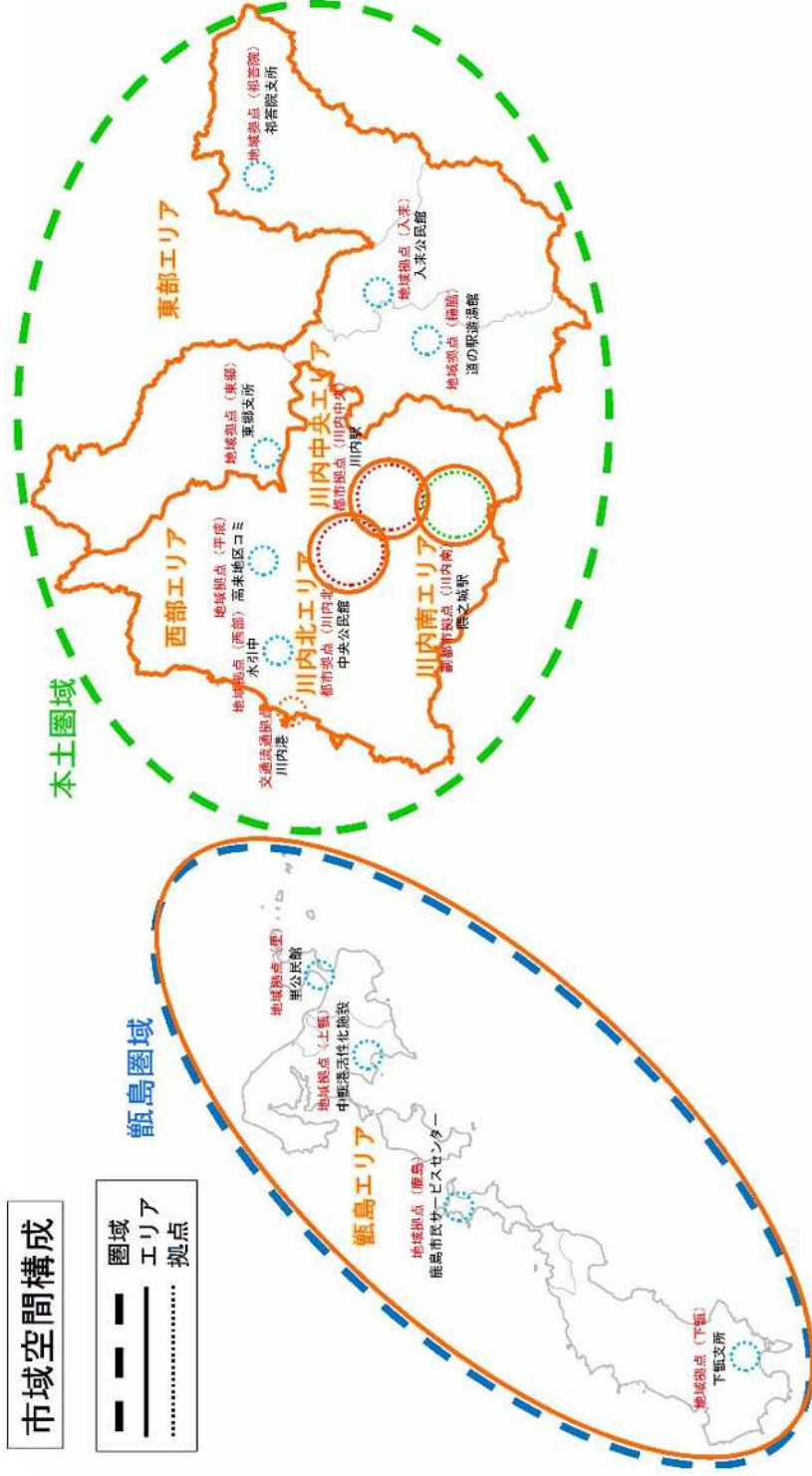
地域ごとに異なる課題を明確化し、特徴を捉えた施策を展開するために…

▶ 市域を2圏域、6エリア、13地域、48地区としてゾーニングする

圏域(2)	エリア(6)	地域(13)	地区(48)	
本土	川内北	川内北	亀山、可愛、育英	
		川内中央	川内中央	川内、平佐西、平佐東、峰山
			川内南	隈之城、永利
	西部	平成	八幡、高来、城上、陽成、吉川	
		水引	水引、滄浪、寄田、湯田、西方	
		樋脇	藤本、野下、市比野、樋脇、倉野	
		入来	副田、清色、朝陽、大馬越、八重	
	東部	東郷	斧渕、南瀬、山田、鳥丸、藤川	
		祁答院	黒木、上手、大村、轟、藺牟田	
		里	里	
甑島	甑島	上甑	上甑	
		下甑	手打、子岳、西山、内川内、長浜、青瀬	
		鹿島	鹿島	



ゾーニングビジョン②



エリアビジョン

エリア単位で、それぞれのエリアの現状・課題を踏まえたエリア振興の方向性、振興方針及びビジョンを示すもの

1. 川内北エリア

振興方針

医療・福祉・福祉・福祉、商業等の都市機能や生活サービス機能の更なる充実と文化芸術・スポーツ活動を楽しむ生活環境の充実

2029ビジョン

医療・福祉、商業等の都市機能や生活サービス機能の充実と交通ネットワークの整備・確保が図られ、文化・スポーツの拠点として文化芸術・スポーツ活動を楽しむ生活環境が確保されている。

現状

- ◇肥薩おれんじ鉄道やバスなどの地域公共交通が充実し、商業施設、行政機関、医療機関や大型商業施設などの都市機能の集積が見られ、子育て世代も多く居住する本市の中で人口が最も多いエリア
- ◇医療・福祉、商業等の都市機能や生活サービス機能が充実している
- ◇多くの農地を有し、水稲を中心に栽培
- ◇自然と一体になったスポーツ・レクリエーション施設（総合運動公園、中郷上池・下池等）、新田神社や薩摩国分寺史跡公園等の史跡が点在し、伝統行事の継承に努めている
- ◇新田神社や薩摩国分寺史跡公園等の史跡、川内歴史資料館、川内まごころ文学館や総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設といった文化・スポーツ施設が充実している

課題

- ◇生活様式や価値観の多様化等により地域の担い手不足が顕著となり、活力の低下が懸念されている地域もある
- ◇市街地に老朽化した商店や空家が目立ち一部の地域では狭隘道路が多く、地域防災力の向上を図る必要がある
- ◇周辺地域を含めた防災医療拠点を形成するためにも、交通ネットワークの整備・確保を図る必要がある
- ◇農業機械や肥料・農薬の使用について周辺住民への配慮が求められている

エリア振興の方向性

- ◆地区コミュニティ協議会及び自治会の活動との連携支援
地域の課題解決と地域活性化を目指したコミュニティビジネスの展開と定着化のための支援
- ◆医療・福祉、商業等の都市機能や生活サービス機能の充実、交通ネットワークの整備・確保や地域防災力の向上
- ◆周辺住民に配慮した環境保全型農業の促進
- ◆文化・スポーツの拠点として文化芸術・スポーツ活動を楽しむ環境の更なる充実

2. 川内中央エリア

エリアビジョン

振興方針

多様な都市機能の更なる充実、生活サービス機能の充実と交通ネットワークの機能強化

2029ビジョン

地域の核となる医療・福祉・福祉、商業等の都市機能や生活サービス機能の充実と交通ネットワークの整備・確保が図られ、都市の利便性を求める若者世代や子育て世代が暮らしやすい環境と高齢者が安心して暮らせる環境が確保されている。

現状

- ◇ 中心市街地周辺の住宅地は生活利便性が良い
- ◇ 山林に沿って田が広がり、水稲を中心に栽培
- ◇ 人口が集中している中心市街地を有し、九州新幹線やJR鹿児島本線肥薩おれんじ鉄道など、川内駅が広域的な移動の中心を担っている
- ◇ 芸能祭やはんやジュニア大会などの積極的な開催
- ◇ 川内駅から西に向かって、商業・サービス機能などが集積した中心市街地を形成している
- ◇ 中心市街地の周辺地域は利便性の高い住宅地となっており、大規模分譲地や賃貸アパート等が増加傾向にある
- ◇ 南九州西回り自動車道高江ICがあり利便性の高い地域

課題

- ◇ 生活様式等の多様化に伴う地域活動等の交流の希薄化
- ◇ 中心市街地を囲む周辺地域における少子高齢化による地域活動の担い手不足・伝統芸能の継承者不足
- ◇ 都市機能の充実、新たな魅力創出等の整備により、都市の利便性を求める若い世代や子育て世代や高齢者が安心して暮らせるエリアとして発展する必要がある
- ◇ 耕作農地の点在・鳥獣被害の発生
- ◇ 医療・福祉、商業等の都市機能や生活サービス機能の充実と交通ネットワークの整備・確保を図り、川内駅の利便性を活かしたまちづくりが求められている
- ◇ 商店街は空き店舗が多く、生活利便性の確保を図り、災害に強い健全で快適な市街地の形成が求められている
- ◇ 空家の増加

エリア振興の方向性

- ◆ 健康、スポーツ、各種イベントなどを通じた交流の活性化及び地域の特性を活かした子育てしやすい環境の形成
- ◆ 農地の管理を行う地域営農の活動支援や農地の集積・集約の促進、耕作放棄地の発生防止、地域ぐるみの鳥獣対策の実施
- ◆ 郷土芸能保存団体の活動や後継者の育成の支援
- ◆ 都市計画マスタープランや立地適正化計画等に基づき行政、医療・福祉、商業などの都市機能の適正配置や道路・公園などの都市基盤の保全・生活利便性の確保
- ◆ 薩摩川内市空家等対策計画に基づく空家等の適正管理・利活用等の実施

3. 川内南エリア

エリアビジョン

振興方針

商業等の都市機能や生活サービス機能の充実と交通アクセスの強化・向上による市街地機能と周辺人口の確保

2029ビジョン

商業等の都市機能や生活サービス機能が充実し、災害発生時などには広域的な災害医療を担う防災医療拠点が形成され、市街地に近接する特性を活かし市街地の機能や周辺人口が確保されている。

現状

- ◇JR鹿児島本線などの鉄道のほか、南北に南九州西回り自動車道や国道3号などの重要路線が走り、比較的交通の利便性が高く住宅地としての開発が進んでいる
- ◇旧国道3号に沿うように郊外型大型商業施設等が立地し、商業等の都市機能等が充実し都市化が進む
- ◇防犯・防災の取組の実施
- ◇医療機関だけでなく福祉施設が多く所在する医療・福祉拠点となっている
- ◇水稲、野菜、果樹等の栽培
- ◇市街地に近接する特性を活かし市街地の補完や周辺人口を確保するエリアとして発展していく必要がある。

課題

- ◇少子高齢化により、活力の低下が懸念されている自治会もある
- ◇生活様式や価値観の多様化による地域に対する連帯意識の希薄化
- ◇周辺地域を含めた防災医療拠点を形成するためにも南九州西回り自動車道へのアクセス道となるバイパスなどの早期整備が必要である
- ◇耕作農地が点在しているが、農産物の供給に必要な農地を確保する必要がある

エリア振興の方向性

- ◆個人のライフスタイルや多様な価値観を踏まえた地域リーダーの育成
- ◆生涯学習活動の活発化（地域の特性や人材を活かした学習などの活動の魅力化の支援等）
- ◆農作業効率化、農地の集積・集約化による農地の確保及び有効利用の促進
- ◆交通アクセスの強化・向上（南九州西回り自動車道へのアクセス道となるバイパスなどの早期整備の促進）

4. 西部エリア

振興方針

持続的な経済成長に向けた地域経済の活性化と雇用創出に取り組む体制の強化

2029ビジョン

新たな産業創出の拠点として積極的な企業誘致活動が展開され、産業立地の推進が図られ、持続的な経済成長に向けて地域経済の活性化や雇用創出に取り組む体制が確保されている。

現状

- ◇川内川河口周辺の史跡や多くの伝統芸能など地域特有の文化を有し、その継承に取り組む
- ◇重要港湾川内港における唐浜国際物流ターミナル整備事業・南九州西回り自動車道等と連携した広域的な道路網の構築
- ◇山林に沿って田が、海岸線に沿って畑が広がっており水稲とラッキョウの生産が盛ん

課題

- ◇少子高齢化に伴う、従来の地域活動を継続するための担い手不足
- ◇川内港臨海ゾーンの川内港久見崎みらいゾーンやサーキュラーパーク九州（川内（火力）発電所跡地）を循環経済等の新たな産業創出の拠点と位置付け、これらの用地や高城産業用地への積極的な産業立地の推進を図り、持続的な地域経済の活性化や雇用創出に取り組む必要がある
- ◇少子高齢化に伴う組織の維持やこれまでの活動を継続するための担い手不足
- ◇耕作農地の点在・鳥獣被害の発生
- ◇漁業従事者の経営の改善、所得の向上、担い手の確保の必要がある
- ◇人口減少・後継者不足による耕作放棄地の増加

エリア振興の方向性

- ◆活動や運営が困難となっている自治会に対する支援と地域リーダーの育成の取組
- ◆有用魚介類の放流や環境整備の実施・漁場の生産力の向上や漁場の再生に関する実践的な取組への支援
- ◆農地の管理を行う地域営農の活動支援や農地の集積・集約の促進、耕作放棄地の発生防止、地域ぐるみの鳥獣対策の実施
- ◆川内港臨海ゾーンや高城産業用地等への産業立地の取組
- ◆川内港や南九州西回り自動車道等の交通インフラや地域特性を活かした持続的な地域経済の活性化と雇用創出
- ◆文化財や伝統芸能を継承する体制づくり・郷土芸能保存団体の活動や後継者育成の支援
- ◆交通アクセス機能の向上と住み良い環境づくり

5. 東部エリア

振興方針

多様性に富んだ自然環境を生かした観光の推進と安全・安心で質の高い農畜産物の生産体制の確保

エリアビジョン

2029ビジョン

新たな魅力の発信や体験型観光の実施により観光誘客が推進され、持続可能な経済社会を実現し、本市ならではの地域特性を活かした安全・安心で質の高い農畜産物の生産体制が確保されている。

現状

- ◇市比野温泉、武家屋敷群や旧増田家住宅、東郷文弥節人形浄瑠璃、藪牟田池などの観光資源が豊富なエリア
- ◇小中一貫校等、地域と連携した学習指導や世代間交流が積極的に行われている
- ◇山林に沿って田が広がり、水稲、きんかん、ぶどう、茶、野菜栽培、畜産が盛ん
- ◇農村人口の減少と生産者の減少が加速する恐れ
- ◇地域の拠点には、公共施設、医療機関、金融機関や商店などの事業所が点在

課題

- ◇人口減少等による観光地の衰退
- ◇エリア外への住民流出、少子高齢化に伴う人口減少、生活様式や価値観の多様化等による地域活動などの担い手不足
- ◇医療機関、金融機関や商店等の減少
- ◇藪牟田池における特定外来生物の駆除とベッコウトンボの保護が課題
- ◇空家の増加・地域の防災力を強化する必要がある
- ◇耕作農地の点在・鳥獣被害が発生
- ◇地域特性を活かした農畜産物の生産振興に取り組む必要がある
- ◇ニーズを捉えたマーケティング、体験型観光の実施により観光誘客を推進する必要がある
- ◇買い物や通院等を必要とする交通弱者の対策が必要
- ◇少子高齢化に伴う歴史的建造物、伝統芸能等を継承するための担い手不足

エリア振興の方向性

- ◆活動や運営が困難となっている自治会に対する支援、自治会再編の検討や協議がしやすい環境づくり
- ◆地域リーダーの育成の取組
- ◆Uターンによる人材の確保・市内学校新卒者の地元企業への就職の誘導
- ◆交通ネットワークの確保や地域防災力の向上を図り、生活環境を維持する取組を実施
- ◆藪牟田池の環境・観光資源としての価値を高め、地域振興につながる取組を実施
- ◆農地の管理を行う地域営農の活動支援や農地の集積・集約の促進、耕作放棄地の発生防止、地域ぐるみの鳥獣対策の実施
- ◆入来工業団地の企業誘致促進
- ◆地域が有する自然・歴史・文化、食等の観光資源となる魅力の再発見と磨き上げの推進（体験・交流・滞在型観光、各種ツアーリズムによる誘客促進）
- ◆交通手段の少ない地域の移動手段の確保
- ◆文化財や伝統芸能を継承する体制づくり・郷土芸能保存団体の活動や後継者育成の支援

6. 甌島エリア

振興方針

観光と農林水産業の発展と持続可能な市民生活機能の確保

2029ビジョン

観光資源と豊富な医療体制が構築され、子どもや高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らす環境が確保され、振興が図られ、また、新たな観光資源を活性化させた観光と水産・養殖業の振興と農林水産業の六次産業化などによる振興が図られている。

現状

- ◇平成27年3月に甌島国定公園誕生
- ◇白亜紀後期を中心とした恐竜化石が多数産出されており、調査・研究、保存等を実施している
- ◇専門科は鹿児島大学医学部等による巡回診療を実施
- ◇令和2年8月の甌大橋の開通・全島的な陸上交通ネットワーク形成による住民や来島者の利便性の向上

課題

- ◇人口の自然減少と進学・就職等に伴う社会減少の進行による、地域活動の担い手や伝統芸能の後継者不足
- ◇海岸漂着物等が多い。自治会、地区コミュニティ協議会等による海岸清掃の担い手不足
- ◇医療従事者の不足
- ◇診療施設の効率的な配置等を図り、安定的な医療体制等を確保していく必要がある
- ◇甌島の温暖な気候や自然条件を活かした園芸作物の振興や放牧形態の畜産業を継続、支援していく必要がある
- ◇観光ミュージアムなどを活用し、滞在交流型観光の促進を図る必要がある
- ◇水産物のブランド化、農林水産業の六次産業化などにより産業を発展させる必要がある
- ◇交通弱者等の移動手段確保のため、効率的で利便性の高い運行を図るほか、地域の共助による取組の拡大を検討する必要がある
- ◇エリア内の交流・連携を活性化するために甌島縦貫道の早期完成求められている
- ◇空家の増・移住希望者への住居不足

エリア振興の方向性

- ◆自治会に対する必要な支援
自治会再編の検討や協議がしやすい環境づくり
地域リーダーの育成の取組
- ◆UIJターンの受入れ等を進め、自然・景観、文化、人材等を活かした交流人口の拡大、移住定住促進の取組を実施
- ◆行政の連携を図り、自然豊かな海岸等の維持
- ◆地域住民の日常生活を支える商業機能の集積
快適な住環境の形成・安定的な医療体制等の確保
- ◆担い手農家の確保育成
甌島に適した新たな品目の検討や家畜診療の支援
農産物や子牛の出荷に伴う輸送費の支援
- ◆漁業の基盤となる漁場の生産力の向上や漁場の再生に関する実践的な取組への支援
- ◆定期航路の維持・改善、道路・港湾の整備、既存施設の老朽化対策の推進に努める
- ◆持続可能な島内生活圏の維持及び島内産業の活性化
地域が有する自然・歴史・文化、スポーツ、食、産業、インフラ等の観光資源の魅力の再発見と磨き上げを推進
- ◆高付加価値な体験・交流・滞在型観光、各種ツアーリズム等の旅行誘客の企画・商品化の促進
- ◆交通手段の少ない地域の移動手段の確保
- ◆甌島縦貫道の未整備区間の早急整備
(一般県道手打蘭牟田港線(長浜～芦浜区間)・一般県道桑之浦里港線(中甌漁港周辺))



広聴等の状況報告



広聴等の状況報告 ①



第3次薩摩川内市総合計画については、これまでの広聴を踏まえた計画となるよう庁内検討を重ねて、原案の策定を行った。
(詳細は第1回・第2回自治総合審議会報告のとおり)

原案に係る広聴活動として…

「第3次薩摩川内市総合計画広聴会（Vトーク）」
「パブリックコメント」等 実施

■ 原案策定以降の主な経過

実施日	内 容
令和5年7月14日	自治総合審議会に原案諮問
令和5年7月18日	市議会・報道機関に原案の情報提供
令和5年7月～8月	第3次薩摩川内市総合計画広聴会（Vトーク）実施
令和5年8月	パブリックコメント実施



広聴等の状況報告 ②



ポイント

市民と協働した未来のまちのビジョンとなるように
広聴活動を大切に計画を策定する

代表者の意見

市議会 ・ 自治総合審議会

市民の声

令和デザイントーク・みらいアドバイザー・
まちづくりデザイン会議・令和コミュニティ
トーク・総合計画広聴会（Vトーク）・
パブリックコメント・地区振興計画 等

振返り

市民評価（アンケート）・
基本業務評価 ・ KPI 等

国の動き・トレンド

SDGs ・ CN、デジタル活用
人口減少 ・ 社会情勢の変化 等

反映



第3次総合計画

薩摩川内
2034ビジョン

※ 市議会・自治総合審議会、Vトーク、
パブリックコメント等の内容を踏まえた
案となるよう検討・反映していく。

3



広聴等の状況報告 ③ 【Vトーク】



第3次薩摩川内市総合計画の策定に向けて広く市民の意見を聴き、市民
参画による計画づくりを推進するため、広聴会をエリア単位で開催した。

6エリアで7回開催 合計119名が参加

回	エリア区分	日時	場所	参加者数
1	東部エリア	令和5年7月25日（火） 18:30～19:15	入来文化ホール 大ホール	40名
2	甌島エリア	令和5年7月28日（金） 14:00～14:50	上甌老人福祉 センター	11名
3	甌島エリア	令和5年7月28日（金） 18:30～19:45	同上	5名
4	川内南エリア	令和5年7月31日（月） 18:30～20:20	セントピア 視聴覚室	10名
5	西部エリア 全エリア	令和5年8月 5日（土） 10:00～10:50	サンアリーナ せんだい 研修・会議室	18名
6	川内北エリア	令和5年8月 7日（月） 18:30～19:40	中央公民館 大研修室	9名
7	川内中央エリア	令和5年8月17日（木） 18:30～20:00	SSプラザ せんだい 301・302・303会議室	26名

4



広聴等の状況報告 ④ 【Vトーク】



■ 主な意見

各エリアにおいて、それぞれの地域に根差した課題等に係る意見が出されたほか、各エリアで共通する課題等に係る意見が出された。

Vトークで出された主な意見は次のとおり

- ・ 自治組織の今後の在り方について
- ・ 雇用の確保に向けた取組について
- ・ ゾーニングの設定について

■ 今後の流れ

各エリアで出された意見・提言については、第6回の審議会(10月24日)に示す。

各エリアで出された意見・提言について、庁内で分析を行い、内容に応じて、「第3次薩摩川内市総合計画の文面に反映するもの」、「今後、実施計画や単年度予算において実施について検討するもの」等の整理を行う。



広聴等の状況報告 ⑤ 【パブリックコメント】



第3次薩摩川内市総合計画の策定に向けて広く市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施した。

■ 受付期間

令和 5 年 8 月 1 日 から 令和 5 年 8 月 3 1 日 まで

■ 受付件数

14件

■ 今後の流れ

パブリックコメントで出された意見等の概要については、第6回の審議会(10月24日)に示す。

パブリックコメントで出された意見等に対する市の考え方と第3次薩摩川内市総合計画への反映について、庁内検討中であり、令和5年10月末までに「パブリックコメントに対する市の考え方」を公表する。

次回以降の審議について

「薩摩川内市自治基本条例（改正案）」と「第3次薩摩川内市総合計画基本構想（原案）・前期基本計画（原案）」について、答申に向けた調整を実施する。

1 薩摩川内市自治基本条例（改正案）

(1) 審議内容

9月14日に諮問した薩摩川内市自治基本条例（改正案）

(2) 審議方法

諮問した改正案について、第6回の審議会（10月24日）に審議会としての意見を集約する。

2 第3次薩摩川内市総合計画基本構想（原案）・ 前期基本計画（原案）

(1) 審議内容

第3次薩摩川内市基本構想（原案）・
前期基本計画（原案）

7月14日、8月1日、
9月14日の3回にかけて
審議

(2) 調整方法

これまでの審議内容について、御意見の内容に応じて章などの種類分けしたものを事務局で作成し、それをもとに答申内容の調整を行う。

(3) 答申予定日

令和5年11月21日（火）

答申内容イメージ

令和5年11月〇〇日

薩摩川内市長 田中良二 殿

薩摩川内市自治総合審議会
会長 今吉 俊郎

第3次薩摩川内市総合計画基本構想（原案）及び前期基本計画（原案）に対する意見について（答申）

令和5年7月14日に諮問されました第3次薩摩川内市総合計画基本構想（原案）及び前期基本計画（原案）について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、審議会として、〇〇を要請します。

(別紙)

1 基本構想（原案）に関する事項

第1章 計画の役割と構成

- ・ ○○されたい。

第2章 基本構想

- ・ ○○と考える。

2 前期基本計画（原案）に関する事項

第1章 政策体系図

- ・ ○○と考える。

第2章 重点戦略プラン

- ・ ○○されたい。

第3章 政策ビジョン

政策1 コミュニティ・都市経営

- ・ ○○されたい。

政策2 市民安全・消防

- ・ ○○されたい。

政策3 保健福祉

- ・ ○○されたい。

政策4 教育

- ・ ○○されたい。

政策5 産業・シティセールス

- ・ ○○されたい。

政策6 建設・水道

- ・ ○○されたい。

第4章 ゾーニングビジョン

- ・ ○○と考える。

全体的・横断的事項

- ・ ○○されたい。

(参考) 前回の答申内容

令和2年1月21日

薩摩川内市長 岩切 秀雄 殿

薩摩川内市自治総合審議会
会長 今別府 哲矢

第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画（素案）に対する意見について （答申）

令和元年10月8日に諮問されました第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画（素案）について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。併せて、これまでの審議の中で出された委員からの意見一覧を添付しますので、施策の参考としてくださるようお願いいたします。

なお、審議会として、総合計画の基本理念である「安全・安心」、「活力」、「共生」、「行財政」を柱とした持続可能な魅力あるまちづくりの実現へ向けて努力されることを要請します。

（別紙）

政策Ⅰ 【健康・福祉】 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

- ・ 健康づくりに関する施策は働く世代にも意識してほしい施策であり、継続的に取り組まれない。
- ・ 課題は多いと思うが、甕島の医療体制の確保に向けて必要な施策に今後も取り組まれない。
- ・ 事業者において育休や産休などを取りやすい環境づくりを行うことが必要であり、事業者への意識の醸成を図る施策に引き続き取り組まれない。
- ・ 人口減少対策がクローズアップされているが、子どもが増えさえすれば良いのではなく、「子どもを育てていく」、「命を守っていく」という視点が重要であり、SDGsにもつながるものであるため、より一層充実した取組とされたい。
- ・ 認知症対策の重要性が高まっており、また、本人だけでなく、家族への支援も必要である。今後も必要な施策に取り組まれない。
- ・ 障害の内容も各児童・生徒により異なるため、保護者などが相談できる体制の更なる充実に努められたい。

政策Ⅱ 【生活環境】 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

- ・ 自主防災組織の訓練実施率が低い状況であるため、実態に合った取組を行い、更に効果を上げていけるような取組を行うことで、地域防災力の向上に取り組まれない。

- ・ 災害時においては、高齢者や障害者も安心して避難できるように更に取り組みたい。
- ・ 地球温暖化対策については、世界的な行動が求められ、日本も厳しい目で注目されている。まずは、丁寧な周知で、市民全体の意識改革に努められたい。
- ・ プラスチックごみ問題が注目され始めており、ごみの減量につながる取組を検討されたい。
- ・ 水道整備については、市民の間で不公平感が出ないように取り組むとともに、市民が相談しやすい仕組みを整えられたい。

政策Ⅲ 【産業振興】地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり

- ・ 農地の管理については適切な指導を行うとともに、耕作放棄地についても、集積を促すような施策に取り組みたい。
- ・ 農林水産業においても新たな取組が重要である。引き続き農林水産業の振興に積極的に取り組みたい。
- ・ 後継者がいないことによる廃業が更に進んでいくことが予想される。事業承継などの支援により、市内に事業所を残すことで、働く場の確保につなげられたい。
- ・ 人手不足が深刻であり、雇用対策が重要である。魅力的な企業を増やす施策や地元企業への就職を促進する施策に引き続き取り組みたい。
- ・ 地域で長く事業活動を行ってきた地場産業の事業拡大、新興企業の育成などに取り組むとともに、併せて、企業誘致にも取り組みたい。
- ・ シティセールスの推進には、受入れ体制の充実が不可欠である。情報発信や施設整備も含め、市民一体となって推進されたい。

政策Ⅳ 【社会基盤】安全性と利便性の質を高めるまちづくり

- ・ 若者や子育て世代にとって魅力のあるまちづくりや中心市街地の活性化を図られたい。
- ・ 高齢化が進展し、免許返納者の増加が想定される。そのため、高齢者の移動手段を確保する施策の重要性はますます高まっており、市民にとって利用しやすい公共交通ネットワークの整備に今後も取り組みたい。
- ・ 災害時における通信機能の確保や災害情報へのスムーズなアクセスが重要である。「通信手段の確保」につながる取組を、引き続き推進されたい。

政策Ⅴ 【教育文化】次世代を担う人と文化を育むまちづくり

- ・ 思春期から命に関する教育の必要性が高まってきており、命の大切さといった点を重視するような取組を検討されたい。
- ・ 教育現場におけるICTの活用は重要であるが、その効果のみならず、副作用にも十分配慮した対策を取られたい。
- ・ 小中学生の不登校や問題行動に対し、今後もしっかりと対応いただくとともに、他の児童・生徒への影響も考慮した対策を講じられたい。
- ・ 地域（地区コミュニティ協議会など）と連携した学校づくりに、より一層取り組みたい。
- ・ 子どもたちへの伝統文化の継承のために、引き続き取組を推進されたい。
- ・ 健常者と障害者を分けるのではなく、市民誰もがスポーツに参加しやすい取組

を展開されたい。

政策VI 【地域経営】市民みんなで考え、行動するまちづくり

- ・ 若い世代の方もゴールド集落やその周辺地域に住みたくなるような施策についても検討されたい。
- ・ 自治会未加入者が一定程度存在しており、この傾向が続けば防犯対策や防災対策への影響も大きくなる。自治会の役割も含め、未加入者対策に引き続き、取り組まれたい。
- ・ 65歳以上の割合を基にゴールド集落の設定を行っているが、長寿社会となっている今、「高齢者」の考え方を更新する時期に来ていると考えるので、検討されたい。
- ・ ゴールド集落への支援は、補助金による支援からバスやごみ対策などへシフトが必要であり、地区コミュニティ協議会の意見を踏まえ検討されたい。
- ・ 各種セミナーや講座に参加してみると、女性参加者の数が圧倒的に多い。特に、働く女性の方ほど熱心である。男女ともに参加するよう、市としても積極的に取り組まれたい。
- ・ 特に転入者に対し、市政に関する情報や定住支援制度に関する情報などを、積極的に発信されたい。
- ・ 市民の声がどの程度市政に反映されているか、分かりづらいという意見を聞いたことがある。逆に、市民側は積極的に市政に関する情報を収集していく姿勢も必要だと考えている。行政には市民がより自発的になるような取組を進められたい。

全体的・横断的事項

- ・ 「専門用語を分かりやすく言い換える」、「関係団体の可能な限りの明記」など、市民から見ても分かりやすい表現に努められたい。
- ・ 市民アンケートは市民の声を把握するために重要な取組であるため、今後も改善を行いながら、適切なアンケートの実施に努められたい。
- ・ 第2次総合計画後期基本計画から新たに取り入れられた「魅力」については、今後も市民に対して分かりやすく情報発信するよう努められたい。
- ・ 今後、財政的に厳しくなっていくことが予想されるため、事業展開に当たっては、選択と集中に基づき、優先順位をもって取り組まれたい。

自治総合審議会 施策説明タイムスケジュール（案）

※ 時間は目安です。審議の状況により、時間は前後します。
 ※ 1 施策当たりの説明時間について、1～2 分で想定しております。タイムスケジュールは 1 施策当たり 2 分で記載しています。

第 5 回審議会
開催日等修正

日程	時 分	施策数	部局名	政策	政策分類	施策	担当課
R5.7.7				基本構想（原案）・前期基本計画（原案）のイメージ説明			
【第2回】				（正式な諮問は次回の審議会で行い、次回から施策内容の審議に入る旨説明する）			
R5.7.14	13 30			諮問・市長挨拶・撮影等（20分）			
【第3回】	13 50			基本構想の説明・前期基本計画の構成等の説明（10分）			
	14 0	1	未来政策部	1. コミュニティ・都市経営	1. コミュニティ	1. コミュニティ	コミュニティ課
	14 2	2				2. 生涯学習・市民活動	コミュニティ課
	14 4	3				3. 男女共同参画	コミュニティ課
	14 6	4				4. 少子化対策	コミュニティ課
	14 8	5		1. コミュニティ・都市経営	2. 未来ビジョン	1. 地域デザイン	企画政策課
	14 10	6				2. 移住定住	企画政策課
	14 12	7				3. SDGs・カーボンニュートラル	企画政策課
	14 14	8				4. 総合政策	企画政策課
	14 16	9				5. 広聴広報	秘書広報課
	14 18			質疑応答（10分）			
	14 28	10	行政管理部、スマートデジタル監	1. コミュニティ・都市経営	3. スマートDX	1. 行政改革・DX	行政経営課
	14 30	11				2. 地域情報	行政経営課
	14 32	12		1. コミュニティ・都市経営	4. 行政マネジメント	1. 人材育成	総務課
	14 34	13				2. 財政	財政課
	14 36	14				3. 財産マネジメント	財産マネジメント課
	14 38			質疑応答（5分）			
	14 43	15	市民安全部	2. 市民安全・消防	1. 市民	1. 市民窓口サービス	市民課
	14 45	16				2. 人権	市民課
	14 47	17				3. 課税・徴収	税務課・収納課
	14 49	18				4. 環境	環境課
	14 51	19		2. 市民安全・消防	2. 防災・消防	1. 防災・原子力安全	防災安全課・原子力安全室
	14 53	20				2. 交通安全・防犯	防災安全課
	14 55			質疑応答（10分）			
	15 5			その他・次回内容（予定）の説明			
R5.8.1	13 30			前回の回答保留分の説明（10分）			
【第4回】	13 40	21	消防局	2. 市民安全・消防	2. 防災・消防	3. 消防	消防総務課
	13 42	22				4. 消防団	警防課
	13 44			質疑応答（5分）			
	13 49	23	建設部	6. 建設・水道	1. 建設	1. 建設マネジメント	建設政策課
	13 51	24				2. 道路河川港湾	道路河川課
	13 53	25				3. 都市計画	都市整備課
	13 55	26				4. 土地区画整理	都市整備課
	13 57	27				5. 公園緑地	都市整備課
	13 59	28				6. 景観・公共サイン	都市整備課
	14 1	29				7. 住宅・建築指導	建築住宅課
	14 3	30				8. 空家	建築住宅課
	14 5			質疑応答（10分）			
	14 15	31	教育部	4. 教育	1. 教育	1. 学校教育	学校教育課
	14 17	32				2. 教育施設	教育総務課
	14 19	33				3. 社会教育	社会教育課・少年自然の家・中央図書館
	14 21	34				4. 文化財	社会教育課
	14 23			質疑応答（5分）			
	14 28	35	農林水産部	5. 産業・シティセールス	1. 農林水産	1. 農業政策	農業政策課
	14 30	36				2. 営農・畜産	農業政策課・耕地林務水産課
	14 32	37				3. 林業	耕地林務水産課
	14 34	38				4. 漁業	耕地林務水産課
	14 36	39				5. 農業基盤	耕地林務水産課
	14 38			質疑応答（10分）			
	14 48			重点戦略プランの説明（15分）			
	15 3			その他・次回内容（予定）の説明			
R5.8.8 R5.9.14	13 30			自治基本条例（改正案）の諮問・市長挨拶・撮影等（10分）【コミュニティ課】			
【第5回】	13 40			自治基本条例（改正案）の説明（5分）【コミュニティ課】			
	13 45	40	水道局	6. 建設・水道	2. 水道	1. 上水道	上水道課
	13 47	41				2. 下水道	下水道室
	13 49	42				3. 公営企業経営	経営管理課
	13 51			質疑応答（5分）			
	13 56	43	経済シティセールス部、観光文化スポーツ対策監	5. 産業・シティセールス	2. 商工観光	1. 地域経済・中小企業	経済政策課
	13 58	44				2. 産業立地・新産業創出	産業戦略課
	14 0	45				3. 多文化共生	産業戦略課
	14 2	46				4. 観光物産	観光物産課
	14 4	47				5. シティセールス	観光物産課
	14 6	48				6. 交通	経済政策課
	14 8	49		5. 産業・シティセールス	3. 文化振興・スポーツ	1. 文化	文化スポーツ課
	14 10	50				2. スポーツ	文化スポーツ課
	14 12			質疑応答（20分）			
	14 32	51	保健福祉部、医療対策監	3. 保健福祉	1. 保健	1. 健康保健	市民健康課
	14 34	52				2. 地域医療	市民健康課
	14 36	53		3. 保健福祉	2. 福祉	1. 社会福祉・市民相談	社会福祉課
	14 38	54				2. 障害者福祉	障害福祉課
	14 40	55				3. 高齢・介護福祉	高齢・介護福祉課
	14 42	56				4. 生活保護	保護課
	14 44	57				5. 子育て支援・保育	子育て支援課
	14 46	58				6. 公的医療保険・国民年金	保険年金課
	14 48			質疑応答（20分）			
	15 8			ゾーニングビジョンの説明			
				広聴等の状況報告			
				その他・次回内容（予定）の説明			